

平成28年6月15日制定

西宮市災害医療救護連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市の災害時の医療救護活動が、迅速かつ円滑に進められるよう体制整備を図るため、西宮市災害医療救護連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害医療救護活動マニュアルの策定及び整備に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動の調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西宮市医師会に属する者
- (2) 西宮市歯科医師会に属する者
- (3) 西宮市薬剤師会に属する者
- (4) 市内災害拠点病院に属する者
- (5) 本市職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 関係行政機関の職員その他議事に関係のある者は、委員長の承認を受けて会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は原則として公開とする。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(謝金)

第8条 協議会の委員の謝金は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉局保健所保健総務課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に召集される協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

付 則

この要綱は、平成28年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。